

防除実施基準の運用に関する留意事項

1 防除実施基準の1の「特別防除を行うことのできる森林に関する基準」について

- (1) 防除実施基準の1の「特別防除の実施が特に必要と認められるものであり、かつ、その実施につき地域住民等関係者の理解が得られる見込みがあるもの」とは、当該森林が果たしている役割、被害の状況等からみて特別防除の実施が特に必要と判断される場合に、特別防除の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等につき、特別防除実施区域の周辺地域の住民、当該周辺地域において農業、漁業を営む者等の関係者に対して、説得及び周知徹底に努め、特別防除の適正かつ円滑な実施の確保の見通しが得られるものをいうものである。
- (2) 防除実施基準の1のアは、同(ア)から(エ)に掲げる地区等に存する森林は特別防除の対象としないこととする趣旨であり、事前に都道府県の関係担当部局と十分連絡・協議の上、当該地区等の所在、貴重な野生動植物の生息又は分布状況等について、十分把握しておくものとする。

なお、防除実施基準の1のアの(ウ)については、地域住民から要望があり、特別防除以外の方法が困難な場合であってかつ、都道府県の環境部局と事前に十分連絡・協議の上、特別防除により当該特別保護地区の自然環境の保全上支障が生じるおそれがないよう、適切な措置が講じられる場合に限り特別防除を実施できるものとする。

- (3) 防除実施基準の1のアの(エ)の「病院、学校、水源等の周辺」とは、地形、立地条件、気象条件等現地の状況からみて、特別防除により病院、学校、水源等に悪影響を及ぼすおそれのある地区をいうものである。
- (4) 防除実施基準の1のイは、同(ア)及び(イ)に掲げる家屋等の周辺等の森林については、地域住民から特別防除の実施の要望があり、かつ、当該家屋等の居住者又は管理者の意向を十分確認でき、防除実施基準の2に即して適切な防止措置を講ずることができる場合を除き、特別防除の対象としないものとする趣旨である。

なお、「当該家屋等の居住者又は管理者の意向を十分確認でき」とは、当該家屋等の居住者又は管理者の大多数の同意を得るという趣旨であり、意向を確認するに当たっては、特別防除の対象区域を明示した図面等を示し、居住者及び管理者への説明会をもって、又は、地域の代表者を通じて行うものとする。

但し、このような場合であっても、努めて特別防除以外の方法を選択するものとし、特に当該家屋等の近接地については、極力特別防除以外の方法を選択する

ものとする。

- (5) 防除実施基準の1のウは、同(ア)及び(イ)に掲げる施設等の周辺等の森林については、地域住民から特別防除の実施の要望があり、防除実施基準の2に即して適切な防止措置を講ずることができる場合を除き、特別防除の対象としないものとする趣旨である。
- (6) 防除実施基準の1のエは、同(ア)から(エ)に掲げる栽培地等の周辺等の森林については、地域住民から特別防除の実施の要望があり、防除実施基準の3に即して適切な防止措置を講ずることができる場合を除き、特別防除の対象としないものとする趣旨である。
- (7) その他防除実施基準の1に関連する留意事項は、次のとおりである。

ア 防除実施基準の第3の1のアの(エ)、イ、ウ及びエの対象森林の範囲は、4の(1)の連絡協議会等において、立地条件、気象条件等地域の実情を踏まえて検討し、明らかにしていくものとする。

イ 防除実施基準の1のイ、ウ及びエにおいて、「地域住民から要望があり」とは、地域住民から都道府県又は市町村に対し文書等をもって要望があった場合というものとする。また、防除実施基準の1のイ、ウ及びエのただし書きにより特別防除を実施する場合は、地域住民からの要望及び適切な防止措置の内容について、4の(1)の連絡協議会等において明示するものとする。

ウ 加害対象となる樹種の混交度の低い森林については、当該樹種がまとまって生育しており、かつ、付近の森林へのまん延源となるおそれがある場合に限り、特別防除を実施するものとする。

エ クルマエビ等甲殻類の増養殖場及び漁場の周辺の森林については、特別防除以外の被害対策の実施に努めるものとする。

2 防除実施基準の2の「特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項」について

- (1) 防除実施基準の2のアは、国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息又は分布状況等について十分実態を把握し、貴重な野生動植物の生息地等である場合には、特別防除を実施しないものとし、特別防除を行う森林の周囲にこれら貴重な動植物の生息地等がある場合には、風向、風速等に注意し、当該生息地等から十分な間隔を保持する等適切な措置を講ずるとともに、特別防除の実施前後における当該動植物の生息又は分布状況等を調査するものとする趣旨である。
- (2) 防除実施基準の2のイは、病院、学校、水源等の周辺は、特別防除の対象外としているところであるが、これらの施設の周辺以外で特別防除を実施する場合で

あっても、当該施設に悪影響を与えないよう、風向、風速に十分注意する等適切な措置を講ずることとしているものであり、また、住宅、宿泊所その他の家屋、水道、井戸その他の給水施設に薬剤が飛散・流入しないよう、これらの施設からの十分な間隔の保持、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等についての周辺住民等への周知徹底等の措置を講ずるものとする趣旨である。

- (3) 防除実施基準の2のウは、鉄道、道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所等の周辺の森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等をも考慮の上、定時に発着する交通機関の通過時中の特別防除の中止、道路等の交通規制、う回等通学誘導、入場規制等の必要な措置を講ずるものとする趣旨である。

3 防除実施基準の3の「特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項」について

防除実施基準の3で「特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置を講ずるものとする」としているのは、特別防除の実施により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため、必要に応じ関係機関、都道府県担当部局、関係団体等と十分連絡協議した上、次のような被害防止措置を講ずるものとし、事業者等に対しその周知徹底を図るものとする趣旨である。

ア 養蚕関係

- (ア) 桑園等に薬剤が飛散しないよう十分な距離をとること。
- (イ) 蚕室等については、被覆する等の方法により薬剤の飛散・流入を防ぐこと。
- (ウ) 桑園には、薬剤の飛散の有無を確認できるよう落下調査紙を設置し、桑葉への薬剤の飛散による付着のおそれがあると認められた場合には、少数の蚕児に試食を行わせ、安全を確認するとともに、その結果に異常が認められるときは、当該桑園の桑葉の給与は行わず、安全な自家桑葉又は買桑葉によって不足分を補うようにする等の措置を講ずるものとする。

イ 養蜂関係

- (ア) 養蜂業を営む者については、巣箱の一時移動等の措置を講ずること。
- (イ) 自家用に採蜜をしている者については、巣箱の軒先等の安全な場所への一時移動、巣箱の被覆、冷却等適切な被害防止措置を講ずるよう指導するとともに、一時移動ができるよう努めるものとする。
- (ウ) (ア)又は(イ)の場合において、巣箱の一時移動期間中も採蜜が可能となるよう努めること。
- (エ) 蜜蜂の経済的行動範囲はおおむね半径2kmの円内とされており、また、蜜源

がない場合には6km程度は飛翔するとされていることから、一時移動距離及び散布区域内の放飼再開日の決定等に当たっては、これらのことを勘案するものとする。

ウ その他の農作物関係

- (ア) 散布区域周辺に葉たばこ栽培地、茶園がある場合には、薬剤が飛散しないよう必要な距離をとる等十分留意すること。
- (イ) その他の農作物にあっても、その種類、生育時期によっては、薬剤の付着により悪影響を生じるおそれがあるものもあるので、十分留意すること。

エ 畜産関係

- (ア) 畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないよう距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導すること。
- (イ) 採草地及び放牧地に薬剤が飛散しないよう留意するとともに、事前の牧草の刈取り、家畜のけい留等の措置を指導すること。

オ 漁業関係

- (ア) 水産動物の増養殖場等が散布区域の周辺に存する場合には、水産動物又はその養殖施設等の一時移動又は被覆、水産種苗の放流時期との調整等被害防止に万全を期すること。
- (イ) 水産動物の増養殖施設、漁場、保護水面、も場等の水産資源上重要な水域の周辺にあつては風向、風速等に注意して飛散しないよう十分な距離をおいて散布するとともに、散布区域の標示等に十分留意すること。また、河川水が増養殖施設等の水源となっている場合には、河川への薬剤の飛散・流入がないよう十分配慮するとともに、必要に応じ一時的な水源の変更等の措置を指導すること。

4 防除実施基準の4の「その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項」について

- (1) 防除実施基準の4の(1)は、事業計画の策定に当たり事前に関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会等を開催することにより、特別防除の事業計画案の概要（対象区域を明示した図面を含む。）、防除実施基準の1のアの(エ)、イ、ウ及びエの森林の範囲等について連絡協議し、地域住民等幅広い関係者の意向が反映されるよう努めるとともに、特別防除等の実施に当たっては、特別防除の必要性、被害防止措置、特別防除の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の特別防除に対する理解が深まるよう努めるものとする趣旨である。

この場合、連絡協議会の構成員及び運営については、地元関係者の意向が反映

されることとなるよう配慮するものとする。

- (2) 防除実施基準の4の(2)の「使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条の6の規定に基づく農薬安全使用基準等を遵守し」とは、特別防除の実施に当たっては、使用薬剤について定められた使用方法及び使用上の注意事項並びに農薬取締法第12条の6に基づき定められた農薬安全使用基準（平成4年11月30日付け4農蚕第7129号、農林水産省公表）のうち「航空機を利用して行う農薬の散布に関する安全使用基準」を遵守するとともに、農林水産航空事業実施要領（昭和40年5月11日付け40農政B第901号）等に定める散布飛行方法、飛行散布諸元等を遵守して行うものとする趣旨である。
- (3) 防除実施基準の4の(3)の「人によって薬剤による影響の程度が異なることを配慮した的確な対応措置等」とは、人によって薬剤による影響の程度の異なることに配慮し、仮に影響が生じた場合などにも、治療に当たる地元の医療機関が的確に対応できるよう、農薬中毒の症状と治療法に関する資料の地域医療機関への配布等を行うとともに、農薬の安全使用について引き続き啓発に努めることとする趣旨である。
- (4) 防除実施基準の4の(4)で「適切な事後措置を講ずるものとする」としているのは、特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合において、原因が特別防除であるときは、国家賠償法に基づく損害賠償その他適切な補償などの措置を講ずるとともに、地域住民等関係者に原因を説明するなど理解を得るよう努めるものとする趣旨である。

都道府県防除実施基準策定要領

1 趣旨

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項の定めるところにより、都道府県知事（以下「知事」という。）が行う都道府県防除実施基準の策定については、この要領の定めるところにより行うものとする。

2 都道府県実施基準の策定（変更）の手続

都道府県実施基準は、次の手続を経て策定（又は変更）するものとする。

- (1) 事前に水産担当部局、環境保全部局、文化財担当部局、建設担当部局等必要な関係部局と連絡協議の上、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会の意見を聴いて都道府県防除実施基準案（変更案）を作成する。
- (2) 都道府県防除実施基準案（変更案）について関係市町村長の意見を聴く。
- (3) 都道府県防除実施基準案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。
- (4) (3) の答申を得た後、遅滞なく都道府県防除実施基準を公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告する。

3 都道府県防除実施基準において定める事項及び様式

都道府県防除実施基準においては、特別防除を実施する森林の被害の状況、周囲の土地及び水面の利用の状況など地域の実情等を踏まえつつ、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林を別記様式により定めるとともに、防除実施基準に定める特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項等に対応して、当該都道府県における特別防除の安全かつ適切な実施を確保するために必要な事項を記載することとする。

別記様式

防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

所在地		面積 (ha)	区域
郡市名	町村名		
県 計			

- (注) 1 区域の表示については、地域森林計画対象森林にあっては、林小班、地域森林計画の対象となっていない森林については、大字、字とする。
- 2 面積は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。